

◎平成 30 年度の京都府農地中間管理事業の広報について①

農地中間管理事業の広告を、京都府内で配布されている情報誌「リビング京都」の年末年始号と新春号、「全国農業新聞」の京都版（1月25日発行）に掲載しました。

広告の作成には、南丹市で農地中間管理事業を活用している出し手の野々口静夫さん、農地を借り受けている岩本成正さん、宇治田原町の受け手の播磨幸博さんに協力いただき、事業活用に至った経緯やきっかけ、感想などを紹介しました。

「貸したい人」と「借りたい人」をつなぐ「農地中間管理事業」

大切な農地を
これからも生かすなら

京都府農業会議 <http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farbank/>

事例1

「人手が減り、農地の維持管理が難しくなってきたんです」とは、野々口静夫さん。南丹市園部町の農地の所有者です。隣接する農地もまとめて活用してもらおうと、地域で同機構に相談し、この事業を活用することに。借り手となった岩本成正さんも「貸主との間に入って契約を進めてくれたので頼りになりました」。今後も農地の規模拡大を考えているそうです。



野々口さん(左)と岩本さん。「良い関係が築けています」と話します

「山間部にある実家の農地を相続したけれど、都市部に暮らしているのういで、種田から農地が活用できない。そんなふうになっているなら、農地中間管理事業を利用してみませんか。こちらは公的機関である京都府農業会議(京都府農地中間管理機構)が進める事業。京都府の農業振興地域にある農地を貸したい人と、借りたい人をマッチングさせるものです。なかには、「年をとるにつれて農業ができなくなるといった人も。この種田から農地が地を借りたい人を探して、耕さない農地がある場合は、利用を検討し、同事業では、そうした農地の所有者のさまざまなケースに対応。」「農業、まずは電話で相談を」

「山間部にある実家の農地を相続したけれど、都市部に暮らしているのういで、種田から農地が活用できない。そんなふうになっているなら、農地中間管理事業を利用してみませんか。こちらは公的機関である京都府農業会議(京都府農地中間管理機構)が進める事業。京都府の農業振興地域にある農地を貸したい人と、借りたい人をマッチングさせるものです。なかには、「年をとるにつれて農業ができなくなるといった人も。この種田から農地が地を借りたい人を探して、耕さない農地がある場合は、利用を検討し、同事業では、そうした農地の所有者のさまざまなケースに対応。」「農業、まずは電話で相談を」

農地を借りて事業を大きくできました



借りた農地の前に立つ播磨さん

事例2

宇治田原町の「播磨園製茶」専務取締役・播磨幸博さんは、借り手の1人。「町役場からこの事業を紹介され、利用することになりました」と話します。貸主も「信頼できる地元事業者に農地を預けられた」と喜んでいるとか。新たな担い手によって、農地が生かされているのです。

「借りたい人」のための現地見学会も

地域でまとまった貸農地が登録された場合は、農地を借りたい人を対象にした「貸付希望登録農地の現地見学会」も開催。スタッフからの詳しい説明が聞けると、参加者から喜ばれているといえます。今後も継続的に実施予定。詳細は京都府農業会議まで。



現地見学会の様子

まずは電話で相談を

☎075(417)6868
京都市上京区出水通油小路東入ル丁子風鳥町104-2 京都府庁西別館2階

(京都リビング新聞社発行「リビング京都」 年末年始号掲載 平成 30 年 12 月 26～28 日配布)

南丹市の岩本成正さんは、借り受けた土地に隣接する農地も新たに借り受け、経営規模の拡大を進めています。出し手の野々口さんは機構を通じて岩本さんに農地を貸し出すとともに、自身の営農地の近隣の農地を借り受けることで農地を集約されました。

お二人とも、お忙しい中、事業活用の感想など丁寧に説明いただくなど、取材に快く応じてくださいました。

☆募集しています☆

○農地を貸したい方へ

離農や、規模縮小を考えておられる方、農地が荒れる前に農地中間管理機構、市町村農政担当課にご連絡ください。

○農地を借りたい方へ

農業を始めたい方、規模拡大を考えておられる方、農地中間管理機構では農用地等の借受希望者の募集を今年行っています。詳細については機構までご連絡ください。

◎平成 30 年度の京都府農地中間管理事業の広報について②

宇治田原町の担い手としてご協力いただいた株式会社播磨園製茶の播磨幸博さんは、宇治田原町でお茶の有機栽培に取り組んでいます。同社は平成 13 年に有機 JAS 法が施行されたのに伴い、いち早く有機食品の認定を取得し、平成 19 年に米国オーガニック認証、平成 21 年には EU 有機認証を取得しました。また平成 21 年には、日本の有機 JAS 制度の EU の有機制度との同等性を確認するため農林水産省と EU 連合が同社の工場や圃場を視察しました。

農地を貸した方も「信頼できる地元の事業者に農地を預けられた」と喜んでおられます。

あなたの農地を次の世代に託してください。

農地中間管理事業を活用して、あなたの地域で頑張る担い手に農地を集積しましょう。

貸付希望者(出し手)



そろそろ農業を続けていくのが難しくなってきた。息子も都会で働いていて戻ってきてくれそうにないなあ。

このままだと、田んぼや畑が荒れてしまう。だれか代わって耕作してくれないかな。

農地中間管理機構

農地中間管理機構とは…

リタイヤや規模縮小する農家から農地を借り受け、その地域の農業を担う農家に貸し付ける事業を行う。知事から指定を受けた公的な機関です。
※農業振興地域の農地が対象です。



地域でまとった農地を「貸付希望農地」として登録すれば農地中間管理機構が現地見学会を開催します。



南門市
貸し主 野々口勝夫さん(左)
借り手 岩本成正さん(右)

「まとった農地が見つかり感謝している。効率の良い営農ができ、規模拡大なども考えられるようになった。機構の現地職員が間に入ってくれたので土地所有者とも良い関係を作ることができた」と語るのは南門市の農地を借り入れた岩本さん。「しっかりと地域の農地を守ってくれている。安心して」と貸し主の野々口さんも笑顔で話してくれました。



宇治田原町
借り手 播磨幸博さん

農地を探していたとき、役場から「農地の貸し出しを希望している人がいる」と情報提供があり中間管理事業の活用を薦められた。「資料の蓄積先の一元化や、契約内容の変更の手続きなどを機構に任せられることも大きなメリット。中間管理事業は、安心して任せられる制度なので他の方にも是非活用していただきたい」と話す播磨さん。

※京都府農業会議は法律に基づいて京都府知事から農地中間管理機構の指定を受けた公的な機関です。
お問い合わせ先 **お住まいの市町村 又は 京都府農地中間管理機構へ ☎075-417-6868** 一般社団法人京都府農業会議(京都府農地中間管理機構) 京都府庁西庁舎2階

(全国農業会議所発行「全国農業新聞(京都版)」平成 31 年 1 月 25 日号掲載)

取材当日も事業活用に至ったきっかけや現状について詳しくご説明いただき、雨上がりで足下の悪い中、ほ場での写真撮影を快諾いただきました。

農地中間管理機構では事業活用のメリットを多くの方に知っていただきたいと考えています。興味のある方はお気軽に機構までご連絡ください。

◆イベントガイド◆

開催日	催事名	会場	お問い合わせ
平成 31 年 3 月 11 日(月)	農地農政相談	福知山市内複数会場	福知山市農業委員会事務局
平成 31 年 3 月 20 日(水)	山城地域就農相談	京都府木津総合庁舎	山城北農業改良普及センター (TEL : 0774-62-8686) 山城南農業改良普及センター (TEL : 0774-72-0237)
<p>◆事前に予約が必要です(相談日の7日前までにご予約下さい)</p> <p>◆ある程度の就農準備ができていますの方を相談対象として想定しています。</p> <p>◆就農準備がどの程度できているかにより、他の相談機関を紹介する場合がありますので御了承ください。</p>			

※ 京都府農地中間管理機構では、「FarmBankNews」を(一社)京都府農業会議の HP に掲載しています。
(一社)京都府農業会議(農地中間管理機構)の [ホームページ](http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farmlbank/) からメールアドレスの登録ができます。どなたでもご登録いただけますので、農地中間管理事業に興味のある方、また、活用をお考えの方、お気軽にご登録ください。
ホームページ URL はこちら <http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farmlbank/>